

山口市の特別支援教育

「特別支援教育」とは、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

2014年に日本が批准した「障害者の権利に関する条約」には、「インクルーシブ教育システム」を確保することが示されています。

「インクルーシブ教育システム」は、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場でともに学ぶことを目指します。

「インクルーシブ教育システム」の構築のために、特別支援教育を推進していきます。

お子さんにこんなようすは見られませんか？

学 習 面

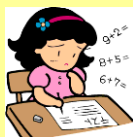
○文字を読むことが遅く、読んでも理解することができない。



○文字の形が整わなかったり、マスの中からはみ出したりする。

○文章を読むときに、行をとばしたり、同じ行を読もうとしたりする。

○繰り上がりのある計算に時間がかかったり、筆算の桁がずれたりする。

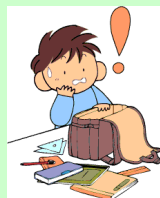


○はさみやセロテープを上手く使えない。

行 動 面

○新しい場面に上手く対応できない。

○机の周りにいつも物が散らばっていたり、机の中に物を押し込んで引出しが開かなかったりする。



○落ち着きなく手や体を動かして、じっと席に座ってられない。



○大きな集団の中に入ることを嫌がる。

対 人 面

○相手の気持ちや場面の雰囲気理解できず、思ったことをすぐに口にしてしまう。



○冗談が理解できず、言葉通りに理解してしまう。

○自分がこう思ったことは、なかなかゆずろうとしない。



○相手の話を聞こうとせず、一方的に話し続けたり、話題がとびやすかったりする。

一番困っているのは、お子さん本人かもしれません。まずは、学校や園の先生、校内コーディネーター*にご相談ください。

解決のためには、周囲の人々の正しい理解と適切な支援が必要です。

*校内コーディネーターとは、校(園)内の特別支援教育を推進し、保護者、関係機関と園や学校との窓口となったり、校(園)内研修会やケース会議の企画運営を行ったりする教員のことでです。

学校・園ではこのような支援をします。

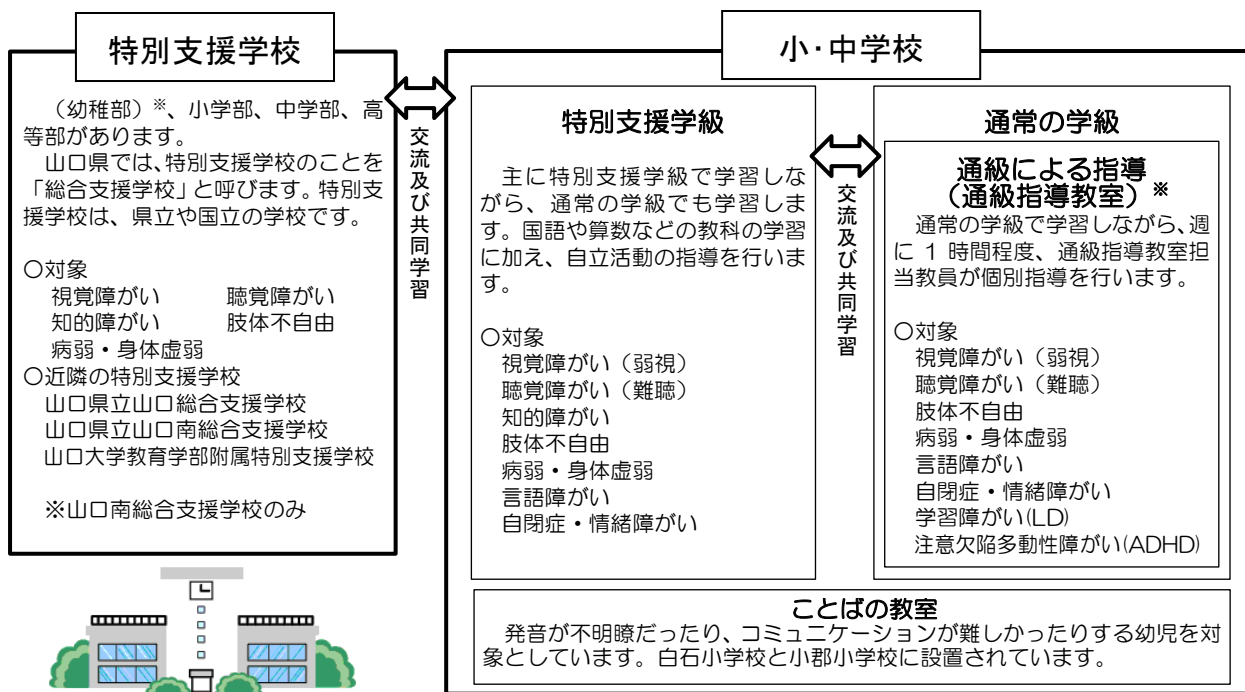
①一人ひとりの状態に合わせた合理的配慮（支援）を行います。

合理的配慮の具体的な例としては以下のようなものがあります。

- ・見えにくい幼児児童生徒に拡大コピーしたプリントを配付する。
- ・難聴や聴覚過敏のある幼児児童生徒のために椅子の脚にテニスボールをつけて雑音を軽減する。
- ・文字を書くことが難しい児童生徒が、ノートの代わりとしてデジカメ等で撮影したものを活用する。
- ・車椅子やつえを使用した児童生徒が移動しやすいように、段差を解消したり、スロープや手すりなどを設置したりする。

合理的配慮は、学校・園と本人・保護者がしっかりと話し合って決定します。

②特別支援学級、通級指導教室、通常の学級、ことばの教室など多様な学びの場を用意します。



※通級指導教室設置校 小学校：宮野 大殿 白石 湯田 良城 大歳 平川 大内 大内南 小郡 上郷 小郡南 阿知須
中学校：宮野 白石 湯田 鴻南 平川 大内 小郡 (令和8年3月更新)

③一人ひとりに「個別の教育支援計画」を作成します。

個別の教育支援計画は、幼児児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点に立って、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携し、適切な指導及び支援を行うための計画です。特別支援学級、通級指導教室に通う児童生徒、特別な支援の必要な通常の学級の児童生徒は、保護者の同意を得て作成します。

山口市教育委員会 学校教育課 山口市亀山町2番1号（山口市役所本庁舎 2階）

TEL：083-934-2863 FAX：083-934-2660 E-mail：gakko@yamaguchi-ygc.ed.jp